

宇部工業高等専門学校教育研究等支援基金規則

制定 令和7年3月11日

(趣旨)

第1条 宇部工業高等専門学校（以下「本校」という。）に設置する基金の取扱いについては、独立行政法人国立高等専門学校機構寄附金取扱規則（機構規則第45号）、その他法令等に定めるもののほか、この規則に定めるところによる。

(目的)

第2条 本校の教育・研究活動の推進、学生への支援、国際交流活動の活性化、教育研究環境等の整備、特定のプロジェクトの達成その他本校の運営に資することを目的として、宇部工業高等専門学校教育研究等支援基金（以下「基金」という。）を置く。

(基金の構成)

第3条 基金は、前条の目的に賛同する者から受け入れた寄附金をもって充てる。

(基金の申込み)

第4条 申込みは、本校所定の申込書（別紙様式第1号）によるものとする。

2 前項に関わらず、所定の様式の内容についてすべて把握できる記載がされている場合に限り、当該申込書によらず申込みを受けることができる。

(受入れの決定)

第5条 校長は、前条により基金の申込を受けたときは、教育研究の遂行に支障がないと認める場合は、当該基金の受入れを決定するものとする。

2 前項による受入れを決定するときは、第2条の規定による経費の使途を明らかにしなければならない。

3 校長は、第1項による受入れを決定したときは、運営委員会において基金の受入れについて報告するものとする。

4 前3項の規定にかかわらず、別表に定める方法による基金については、別表に定める時点をもって受入れの決定が行われたものとみなす。

5 受入れ決定後に、反社会的勢力と認められる個人・法人・団体または教育研究の遂行に支障があることが判明したときは、当該決定を取り消し、納入後に判明したときは当該寄附金の全額を返金するものとする。

(受入れの制限)

第6条 基金を受入れようとする場合において、次の各号に掲げる条件が附されているものは、受入れることができないものとする。

- (1) 基金により取得した財産を無償で寄附者に譲与すること。
- (2) 基金による学術研究の結果得られた特許権、実用新案権、意匠権、商標権及び著作権その他これらに準ずる権利を寄附者に譲渡し、又は使用させること。
- (3) 基金の使用について、寄附者が会計検査を行うこととされていること。
- (4) 基金申し込み後、寄附者がその意思により寄附金の全部または一部を取り消すことができること。
- (5) その他校長が特に教育研究上支障があると認める条件

(事業)

第7条 基金は、第2条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 教育活動への支援事業
- (2) 研究活動への支援事業
- (3) 学生活動への学生支援事業
- (4) 本校の国際学術交流活動、学生の国際交流事業等への国際交流支援事業
- (5) 本校の教育研究設備等への環境整備支援事業
- (6) 本校学生に対する奨学金給付等への修学支援事業
- (7) プロジェクト支援事業
- (8) その他基金の目的達成に必要な事業に対する支援

(基金運営委員会)

第8条 前条に定める事業の実施、運用等に関する事項を審議するため、基金運営委員会（以下「委員会」という。）を置き、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 校長
- (2) 副校長
- (3) 校長補佐（教務主事）
- (4) 校長補佐（学生主事）
- (5) 校長補佐（寮務主事）
- (6) 事務部長
- (7) 専攻科長
- (8) 地域共同テクノセンター長
- (9) 総務課長
- (10) 学生課長

(委員長)

第9条 委員会に委員長を置き、校長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第10条 委員長が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(審議事項)

第11条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

(1) 基金の事業計画に関すること。

(2) 基金の予算及び決算に関すること。

(3) 寄附者への謝意の表明に関すること。

(4) その他基金の管理運営に関すること。

(顕彰)

第12条 基金にかかる顕彰については、別に定めるものとする。

(事務)

第13条 基金に関する事務は、関係部署の協力を得て総務課財務係において処理する。

(雑則)

第14条 この規則に定めるもののほか、基金の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第5条第4項関係）

第5条第4項に定める方法	第5条第4項に定める時点
事業者又は契約に基づく収納代行業者からの振込	宇部工業高等専門学校への現金の入金時

宇部工業高等専門学校長 殿

宇部工業高等専門学校教育研究等支援基金申込書

記

寄附金額	円	
寄附目的及び 使用内訳	①教育研究支援事業のため (教育・研究活動の推進支援、学生の活動支援、国際交流活動の支援、教育研究等の環境整備支援、その他基金の目的達成・運営に必要な事業) ②修学支援事業のため (経済的な理由等により修学が困難な学生等に対する給付支援) ③プロジェクト支援事業のため (プロジェクトの概要を記載) ※使途に指定がある場合は右欄に事業番号(①～③)をご記入下さい。	
本校とのご関係	☐ 本校卒業生 ☐ 在学生保護者 ☐ 本校教職員又は元職員 ☐ 企業・団体 ☐ その他 ()	
連絡先	TEL: E-Mail: (法人・団体の場合: 担当者所属・氏名) _____	
本校ホームページへ の ご 芳 名 の 掲 載	☐ 承諾する ☐ 承諾しない (選択のない場合は承諾されないものといたします。)	

※反社会的勢力と認められる個人・法人・団体または国立高等専門学校機構が教育研究上、支障があると認める個人・法人・団体ではありません。